


平成二年(ワ)八九八五号損害賠償請求事件

文書提出命令申立書 (一)

原告 高野邦夫

被告 東京都

平成二年六月六日

右原告 高野邦夫 

東京地方裁判所民事第二五部ニ一B係 御中

申立の内容

原告主張事実立証のため左記文書の所持人たる被告に

対し同文書の提出を命じられたく申立をします。

一 証すべき事実 原告主張事実のうち 証拠偽造の事

実。

二 文書の表示 平成九年八月二七日 東京都が乙第一号証

の「から四として提出したものの原本

三 文書の趣旨 平成五年二月一四日に原告が葛西署に送

付したとされる原告の真筆の封書と診断書 三通

四 文書所持者の住所氏名 東京都新宿区西新宿二丁

目八番一号 東京都 (代表者 知事 石原慎太郎)

五 文書提出義務の原因 被告が証拠として法廷に提

出した文書であるから 民事訴訟法第二〇条一号の文書に

該当、よって右文書の提出の義務がある。

以上


平成二年(一)八九八五号損害賠償請求事件

文書提出命令申立書 (三)

原告 高野邦夫

被告 東京都

平成二年六月一日

右原告 高野邦夫 

東京地方裁判所 民事第二五部乙一係 御中

申立の内容

原告主張事実立証のため左記文書の所持人たる東京都

方検察庁交通部に対し同文書の提出を命じられたる由

立をします。

一 証すべき事実 原告主張事実のうち証拠偽造に東京

地方検察庁の検察官等の公務員の関与があった事。

二 文書の表示 平成五年一月二十九日原告が面談した検察

官の指示に従い告訴状に添付した本件に関する三通の

診断書。

三 文書の趣旨 初診の松田病院作成の診断書(御兼客

の分も含め三通の再発行されたものと原告の転院先の田

中医院の診断書一通。

四 文書所持者の住所氏名 東京都千代田区霞が関一

丁目一番一号 東京地方検察庁交通部

五 文書提出義務の原因 当該文書が原告の利益のた

め作成されたものであるから民事訴訟法第二〇条三号に該

当する。よて東京地方検察庁交通部は右文書の提出の

義務がある。

以上